西之表市監査委員公表第 11 号

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査[水道事業工事監査]を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和 3年 4月21日

西之表市監査委員 廣瀬 正和西之表市監査委員 鮫島 市憲

水道事業会計随時監査〔工事監査〕の結果に関する報告書

1 監査の対象

(1) 工事書類監査

令和2年10月1日から令和3年3月31日までに完成したもの

(2) 工事実地監査

水 道 課 · 県道伊関国上西之表港線配水管布設替工事

- · 市道野木平又延伊関線送水管布設替工事
- ・地方特定道路整備工事(国上工区)に伴う配水管布設替工事
- ・特定交通安全施設等整備工事(石堂工区)に伴う配水管布設替工事
- ・南部浄水場送水ポンプ附帯配管取替工事
- · 市道住吉中学校線配水管布設替工事

2 監査の期日(工事書類監査及び工事実地監査)令和3年4月15日(木)

3 監査の手続き

監査の対象となった工事請負契約について、関係法令・条例及び規則に準拠し、事務 執行されているか、工事は工期内に完成しているか等について、書類監査及び実地監査 を実施した。

4 監査の結果

令和2年度下期対象工事について、契約関係書類の監査及び実地監査を実施した。 関係書類や現地監査を踏まえて、概ね事業計画に基づいた適正な事業執行がなされていると認めた。